

福祉医療費助成 現物給付対象拡大に伴う窓口での対応フローチャート

- 福祉医療の現物給付方式の対象者が拡大され、令和6年8月診療分より、18歳年度末までの方は**全員、現物給付方式の対象となります。**
- 今回の制度拡大により、小学生・中学生・高校生世代は従来の自動償還の受給資格証（白色or黄色）ではなく、現物給付の受給資格証を提示していただく必要があります。
- 窓口にて新しい受給資格証で対応していただくため、このフローチャートをご活用下さい。

通常償還方式・・・受給者は、医療機関等の窓口で医療保険の自己負担額を支払い、その後領収書を持って市役所（町村役場）の担当窓口で償還払いの手続きをしてもらう方式。
自動償還方式・・・受給者は、医療機関等の窓口で医療保険の自己負担額を支払い、その後自己負担額から一部負担金を引いた金額が指定された口座へ自動的に入金される方式。
現物給付方式・・・受給者が福祉医療費受給資格証を提示することにより、一部負担金のみで支払いで受診できる方式。

来院

福祉医療費受給資格証を持っているか

いいえ

例)・福祉医療費助成の対象者ではない
・助成対象者ではあるが、受給資格証を忘れた

○福祉医療費助成の対象でない場合

通常の請求対応

⇒医療保険の自己負担額を支払ってもらう

○助成対象者ではあるが、受給資格証を忘れた場合

通常償還方式

⇒医療保険の自己負担額を支払ってもらい、領収書を渡す際、居住地の担当窓口で償還払いの手続きをしてもらうようお声かけください。

はい

年齢が「18歳年度末（※）まで」であるか

いいえ

=現物給付方式の対象者ではない

自動償還方式

⇒窓口では医療保険の自己負担額を支払ってもらう。

(※) 出生の日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者

はい = 現物給付方式の対象者である

受給資格証の右上に「現物」と書かれているか

いいえ

=制度拡充前に交付された（自動償還の）受給資格証が提示されている

通常償還方式

⇒医療保険の自己負担額を支払ってもらい、領収書を渡す際、居住地の担当窓口で償還払いの手続きをしてもらうようお声かけください。

はい

現物給付方式

⇒窓口では一部負担金のみ支払ってもらう

※受給資格証に記載されている一部負担金額をご確認ください。

※「現物」と記載されていない受給資格証を提示された場合、窓口で福祉医療の対応をすることができません。